

公共事業において協働を進めるための提案

平成 20 年 9 月

しが協働推進ボード

土木交通部 御中

しが協働推進ボード(以下「ボード」という。)は、平成 17 年度の設置以来、県が行う協働の取組について検証・助言を行うとともに、県政全般で協働を進めていくために必要な事項について議論を重ねてきました。

その議論を整理し、「県政において協働を進めるための提言(検討・実施が直ちに必要な事項)」として、平成 19 年 10 月 25 日に知事に対して次の 5 つの事項を提言しました。

- ・ 「協働事業の見直し指針」の整備
- ・ 「協働提案制度」の創設
- ・ 「協働に関する研修」の充実
- ・ 「事業実施における協働手続き」の整備
- ・ 「全庁的な協働推進体制」の整備

これら短期的な観点での提言については、ボード事務局の県民活動課を中心に、早速検討、実施に着手していただいているところです。

さらに、ボードでは、中長期的に検討すべき事項についても議論し、下の 6 点のうち、「公共事業における協働方針について」が特に重要との認識から、今年度の第 1 回ボード開催時には貴部監理課から意見発表にお越しいただき、その後の議論の参考とさせていただきました。

- ・ 公共事業における協働方針について
- ・ 行政職員の意識改革(研修)について
- ・ NPOへの資金支援について
- ・ 地域を担う人材を生み育てる育成(特に若手・シニア)について
- ・ 市町との関係について
- ・ 県民の協働意識について

このたび、貴部にお届けするのは、公共事業の協働を進めるためにご検討いただきたい点を集めたボードからの提案です。滋賀県が真の協働型県政への転換をめざしておられる今、また、平成 21 年度の予算編成・施策構築にあたられる今、ぜひとも前向きに取り上げていただければ幸いです。

平成 20 年 9 月

しが協働推進ボード
座長 新川 達郎

なぜ、今「協働」なのか

これまで、公共的なサービスは専ら行政が担うという考え方や方法が一般的でした。しかし、厳しい行財政環境のなか、複雑化する行政課題やさまざまな県民ニーズに対応するためには、地域の人々やNPO、企業などの多様な主体と連携・協力する「協働」の手法に思い切って転換する必要があります。

なぜ、公共事業においても「協働」なのか

公共事業は、一般的に施設の建設や道路整備、河川改修等のハード事業を指し、建設業法をはじめとする諸々の制度上の縛りによって、およそ県民との協働を進める余地はないと判断される向きがあります。

しかし、公共事業は、道路、河川、公園、建築物など「公の施設」の建設を対象とするものが多く、これらは県民の大切な財産です。公に対して県民の注目が集まるなか、専ら行政の方針等で公共事業を進める従来のやり方では、自分たちの財産だという意識が県民の中に育たず、利用や管理への協力が十分に得られなかったり、県民のニーズに合った整備ができない状況となる恐れがあります。

公共事業を「基本設計前の検討段階 基本設計 実施設計 工事維持管理」という一連の流れで丁寧に見たとき、地域の人々の知恵や力を取り入れ、従来の方法よりも改善できる可能性は十分あると考えられます。

そして、次に挙げるような点から、これからの公共事業を協働という手法で進めることは意義あることと言えます。

地域でできることは地域でやる 「協働」をすることでの各立場のメリット		
県民	県	業者（企業）
<ul style="list-style-type: none"> ・地域のニーズに沿った事業実施 ・出来上がった施設への愛着 大切に使おうとする。 ・地域の人材活用 ex) シニア世代の生きがいに。 ・公共心の醸成 ・利用、維持管理への理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自立、自活の推進 ・事業範囲、内容、費用の適正化 ・各地域のニーズへの的確な対応 ・費用の低減（維持管理費等） ・県民が施設を大切に使うようになる。 ・県民・地域へのアピール ex) 「税金の無駄遣いをしていない」 ・県民活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の成長発展・企業の社会貢献・CSRの普及 ・公共心の醸成 ・県民ニーズに合う事業を行えるので県民に喜ばれる。 ・県民・地域への企業アピール ex) 業者選定上でポイント化 ・県民活動の推進（発注事業以外にも地域活動等で関わりを持ち、企業の各個人が県民として地域の一員となれる。）

提案

1 協働型公共工事への転換

現場の情報に詳しい地域住民に確認した上の概算作成や、住民の意見を集約した上での発注、地域のヒアリングを踏まえた仕様書づくり、あるいはNPO等への発注など、公共事業の前段階から維持管理までの各段階で、参画・協働を基本原則とする公共工事の実施、いわば「協働型公共工事」への転換を提案します。

具体的に、次の6点について検討をお願いします。

(1)事前の調査段階でどの程度地域に参加してもらって協働型で進める余地があるかを検討し、それが出来る事業と出来ない事業に仕分ける作業を、パイロットスタディとしてやっていただけないかと思えます。

(2)道路整備や河川改修等の計画段階において住民の意見を聴くため、パブリック・インボルブメント(P I)の手法が取り入れられています。しかし、P I手法と呼ばれているものの、まだ充分とは言えません。そこで、地域団体やNPOなどに一部ワークショップを委託するなどの条件を仕様書に盛り込んでいただくような事例をつくっていただけないかと思えます。

(3)工事の発注にあたりこれを協働型公共工事とするために、今年度中に基本的な共通仕様書のたたき台(チェックリストのような簡易なもので可)を作成し、次年度にこれを用いてモデル的に発注していただけないかと思えます。

(4)現在、協働提案制度検討委員会で検討されている提案方式のうち、県が提示する事業に関して提案を求めるもの、いわゆる「応募型」の事業について、具体的な発注ができるのではないかと考えていますので、予算編成過程で事例をつくっていただけないかと思えます。あわせて、この仕組みを指名登録制度と入札制度の枠外で考えることも検討していただくことを期待します。

(5)公共事業の発注は、工事全体で行うことが基本です。しかし、道路の補修や河川の清掃・除草など、地域住民が自分たちで行うことを希望する比較的軽易な作業について、材料費での発注の仕組みがあれば、地域が望む整備の迅速化および公費の節減につながるものと期待されます。

なお、農林水産省発行の「農家・地域住民等参加型の直営施工推進マニ

ユアル」がその取組の参考となり、安全管理・品質管理上の問題など行政として懸念される点についても整理されています。

(6)施設の維持管理については、アダプト制度をはじめとして既に協働が進んでいます。全ての施設について、協働型の施設管理をすることが検討されて良いと考えています。また、施設の管理委託については、地域住民への委託の範囲を拡大し、住民の参加を得て協働型で実施することが望ましいと思われれます。

2 「協働」を業者の評価システムへ組み入れる。

公共事業における協働を進めるためには、企業（業者）へのインセンティブ（誘因）が必要です。発注前段階も含め、地域の人々と協働することによって業者選定上のポイントが付与されるなどの仕組みをつくることが望まれます。

なお、淡海エコフォスターの登録団体数が着実に増えており、その中に多くの企業（業者）が含まれていることも、その好事例です。

しが協働推進ボード設置要綱

(目的)

第1条 NPOと県の協働全般で、対等なパートナーシップに基づいた相乗効果のある取り組みを推進するため、「しが協働推進ボード」(以下「ボード」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 ボードは、以下の事項について議論・検討する。

- (1) NPOと県の協働についての課題や問題点の検証、評価、助言等
- (2) その他、NPOと県の協働を促進し、深めるために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 ボードの委員は別表のとおりとし、委員の互選により座長を選出する。

(会議)

第4条 ボードの会議は次のとおりとする。

- (1) ボードは座長が招集する。
- (2) ボードは、必要に応じ、委員以外の者の意見を聞くことができる。
- (3) ボードは原則公開とし、開催予定、結果は「*協働ネットしが」上で公開する。

*「協働ネットしが」: 県民活動課が運営するホームページ

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

(事務局)

第6条 ボードの運営事務を処理するため、県民文化生活部県民活動課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めのないボードの運営に関する事項については、座長が決定する。

付 則 この要綱は、平成17年5月12日から施行する。

この要綱は、平成18年5月22日から施行する。(一部改正)

この要綱は、平成19年5月11日から施行する。(一部改正)

この要綱は、平成20年4月30日から施行する。(一部改正)

(別表)

しが協働推進ボード委員

(平成20年4月30日現在)

区分	氏名 (所属等)
民間委員	浅野 令子 (淡海ネットワークセンター)
民間委員	石井 和浩 (特定非営利活動法人ヴォーリス建築保存再生運動一粒の会)
民間委員	堤 幸一 (京都精華大学環境建築研究所)
民間委員	新川 達郎 (同志社大学大学院)
民間委員	萩野 美智子 (特定非営利活動法人ブラームスホール協会)
県委員	畑 丈夫 (滋賀県県民文化生活部次長)
県委員	福永 忠克 (滋賀県県民文化生活部県民活動課長)

(敬称略・各五十音順)

【別記様式】

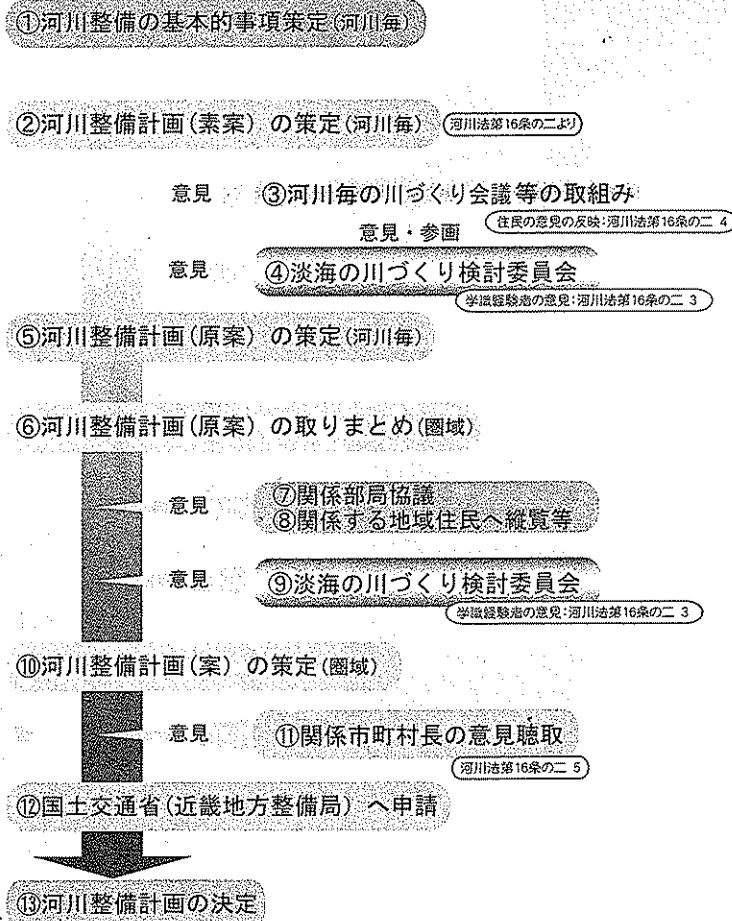
「公共事業において協働を進めるための提案」に対する検討結果

とりまとめ担当課・担当者： 監理課 森野

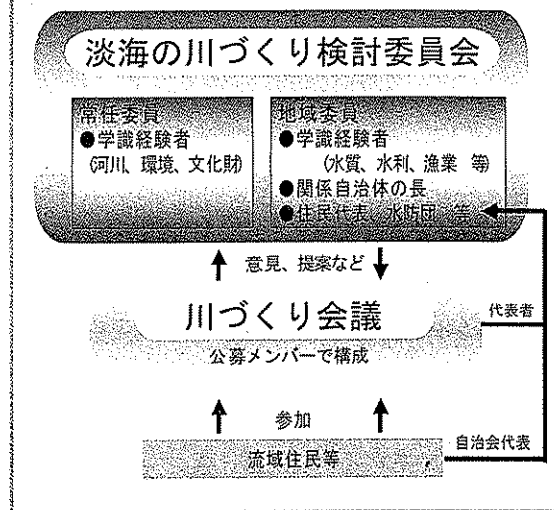
提案項目	検討結果
<p>1 協働型公共工事への転換 現場の情報に詳しい地域住民に確認した上の概算作成や、住民の意見を集約した上での発注、地域のヒアリングを踏まえた仕様書づくり、あるいはNPO等への発注など、公共事業の前段階から維持管理までの各段階で、参画・協働を基本原則とする公共工事の実施、いわば「協働型公共工事」への転換を提案します。 具体的に、次の6点について検討をお願いします。</p>	
<p>(1)事前の調査段階でどの程度地域に参加してもらって協働型で進める余地があるかを検討し、それが出来る事業と出来ない事業に仕分ける作業を、パイロットスタディとしてやっていただけないかと思ひます。</p>	<p>大規模なバイパス計画等（山手幹線、(仮)中部湖東幹線）については、住民協働の観点から計画段階で住民参加の機会を設けるなどの取組を行っている。 協働型で可能な事業については、既に県民協働事業として、近江の美知普請やふるさとの川づくり事業に取り組んでおり、今後、この範囲での充実に取り組む。</p>
<p>(2)道路整備や河川改修等の計画段階において住民の意見を聴くため、パブリック・インボルブメント（PI）の手法が取り入れられています。しかし、PI手法と呼ばれているものの、まだ充分とは言えません。そこで、地域団体やNPOなどに一部ワークショップを委託するなどの条件を仕様書に盛り込んでいただくような事例をつくっていただけないかと思ひます。</p>	<p>概略設計や予備設計の段階で、設計コンサルタントへの委託業務の一部にワークショップの運営を含めて実施しているが、ワークショップを地域団体やNPOなどへの委託はしていない。（対象となる区域における団体の受入体制が課題） PI取組事例 国道307号長野バ^スに関する懇談会（ルート決定） 国道307号平柳バ^ス検討委員会（ルート決定） 小佐治甲南線を考える会（JR立体ルート決定） 長曾根銀座河原線整備検討協議会（線形決定） 安曇川川づくり会議（河川整備計画） 姉川・高時川川づくり会議（河川整備計画） 信楽の川づくり会議（河川整備計画）</p>
<p>(3)工事の発注にあたりこれを協働型公共工事とするために、今年度中に基本的な共通仕様書のたたき台（チェックリストのような簡易なもので可）を作成し、次年度にこれを用いてモデル的に発注していただけないかと思ひます。</p>	<p>協働型公共工事の適用範囲として、既に対象となる市町に対し、県民協働事業として委託している。この委託契約の仕様書として、目的、対象区域、内容、実施方法、実施時期について定めている。</p>
<p>(4)現在、協働提案制度検討委員会で検討されている提案方式のうち、県が提示する事業に関して提案を求めるもの、いわゆる「応募型」の事業について、具体的な発注ができるのではないかと考えていますので、予算編成過程で事例をつくっていただけないかと思ひます。あわせて、この仕組みを指名登録制度と入札制度の枠外で考えることも検討していただくことを期待します。</p>	<p>現状においては、既存のシステムで実施している県民協働事業の充実ははかるべきであり、「応募型」の事業を新たに創設する段階にあるとは考えにくい。</p>

提案項目	検討結果
<p>(5)公共事業の発注は、工事全体で行うことが基本です。しかし、道路の補修や河川の清掃・除草など、地域住民が自分たちで行うことを希望する比較的軽易な作業について、材料費での発注の仕組みがあれば、地域が望む整備の迅速化および公費の節減につながるものと期待されます。</p> <p>なお、農林水産省発行の「農家・地域住民等参加型の直営施工推進マニュアル」がその取組の参考となり、安全管理・品質管理上の問題など行政として懸念される点についても整理されています。</p>	<p>道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「近江の未知普請事業」のうち、道路愛護活動として道路植栽の管理や除草を地域の自治会などに委託している。 ・H19 末 道路愛護活動参加団体 138 団体 ・H20 当初予算 県民土木協働推進事業（道路愛護活動） 18,000 千円 <p>河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 5 5 年度から河川愛護活動事業として取り組んでいる。 ・河川愛護活動の団体数（自治会等）は 1,000 団体以上、参加者数も 10 万人を越えている。 ・平成 20 年度からは既存の制度を再構築・さらに拡充して「ふるさとの川づくり協働事業」と銘打って取り組んでいる。 ・現在の河川愛護活動のメニューは次のとおり。 除草・清掃 川ざらえ 竹木の伐採・管理 ・また、県が河川愛護活動の下ごしらえとして行うメニューは次のとおり。 支障物(繁茂した竹木や堆積土砂)の除去 支援施設整備(階段・通路等) 河川愛護活動で伐採された竹木の処分(県と市町が連携して実施)
<p>(6)施設の維持管理については、アダプト制度をはじめとして既に協働が進んでいます。全ての施設について、協働型の施設管理をすることが検討されて良いと考えています。また、施設の管理委託については、地域住民への委託の範囲を拡大し、住民の参加を得て協働型で実施することが望ましいと思われれます。</p>	<p>道路施設の管理委託については、交差点や中央帯など作業上、危険が伴う場所を除き、植樹帯の植栽管理や路側の除草など作業上、比較的安全な場所を中心に行っているが、そのような条件の全ての施設で地域住民への管理委託ができていないわけではないので、今後はさらに参加団体を増やすよう取り組んでまいりたい。</p>
<p>2 「協働」を業者の評価システムへ組み入れる。</p> <p>公共事業における協働を進めるためには、企業（業者）へのインセンティブ(誘因)が必要です。発注前段階も含め、地域の人々と協働することによって業者選定上のポイントが付与されるなどの仕組みをつくることが望まれます。</p> <p>なお、淡海エコフォスターの登録団体数が着実に増えており、その中に多くの企業（業者）が含まれていることも、その好事例です。</p>	<p>建設工事入札参加資格審査における業者の主観点数において評価している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会性」の観点から社会貢献活動（「未知メセナ制度」または「淡海エコフォスター制度」に登録している業者を評価している（+10点） このほか、「社会性」の観点から、高年齢者雇用確保措置や障害者雇用に対応している業者を評価している <p>（課題）</p> <p>企業の社会性を評価することは大切であるが、建設業者の入札参加資格審査が本来の目的であり、施工能力や技術力の評価に軸足を置くことが大切である。社会性の評価は全体の評価の中で一定の範囲内とすべきである。</p> <p>また、公共投資の大幅な削減により受注競争が激化している現状から、社会性の取り組みを積極的に評価することは、過度に建設業者に社会奉仕を強いることにもなることから慎重に対応すべきである。</p> <p>協働の評価も公に認められ、客観的に活動が確認できるものに限られる。</p> <p>地元とのつながりも必要であるが、逆に競争上の障壁となることも考えられる。</p>

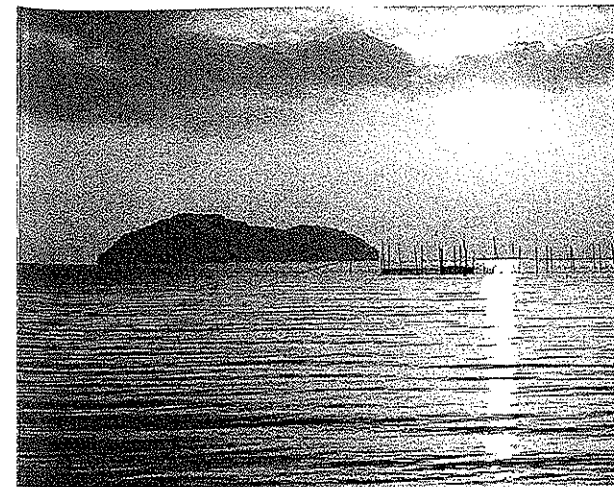
河川整備計画ができるまで



川づくり会議と 淡海の川づくり検討委員会



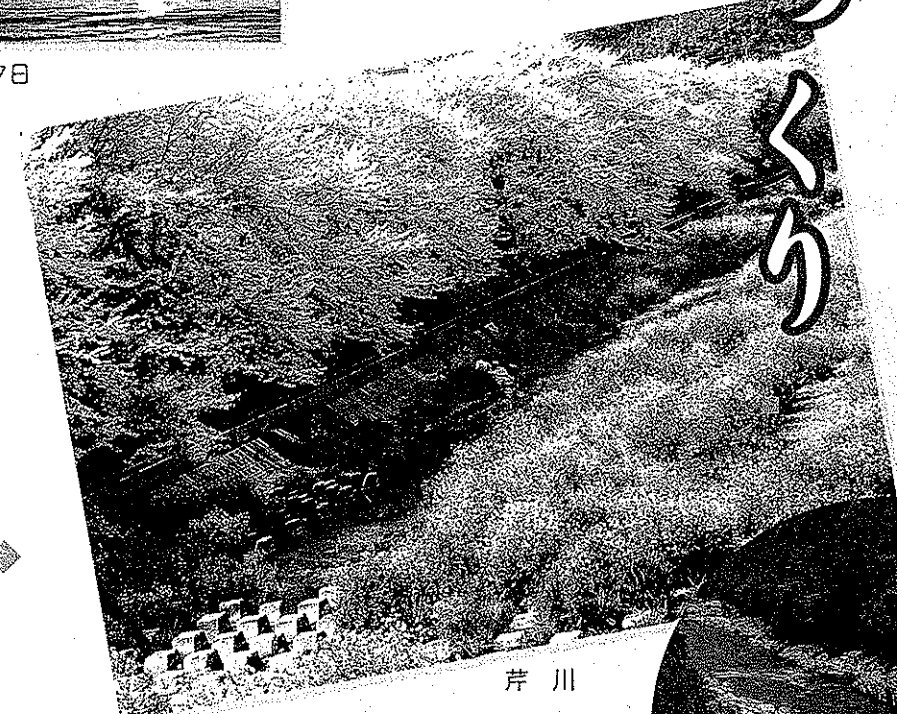
淡海の川づくり検討委員会



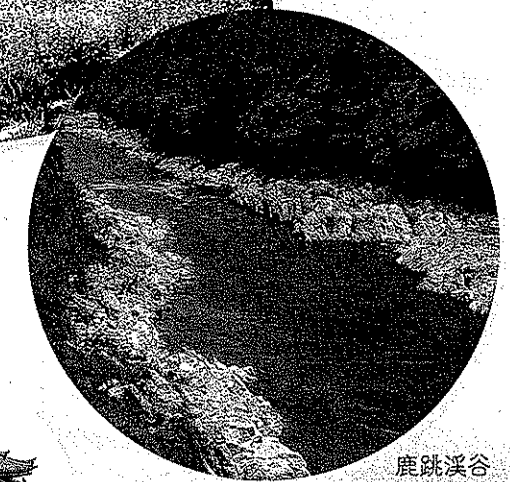
竹生島の夕日

淡海の

川づくり



芹川



鹿跳溪谷



伊弉山

滋賀県は、「湖国」と呼ばれ、人々は湖や川の恵みを楽しみ、時には脅威にさらされながらも畏敬の念を持ち、自然の循環やリズムにうまく寄り添いながら湖や川と共存し、独自の文化が培われてきました。

このような中で、豊かな自然、風土に培われた歴史・文化を深め、人々と川の絆をさらに強くすることも、多様な生物が生息し、清流と緑豊かな河川環境を構築する川づくりを進め、生活の豊かさや自然環境の豊かさとの両立が必要とされています。

滋賀県は、平成9年の河川法改正に伴い、琵琶湖を含めた県管理河川について、今後おおむね20年間の具体的な河川の整備(工事と管理)の内容を示す「河川整備計画」の策定を進めています。

県内を7つの圏域(志賀・大津、信楽・大津、甲賀・湖南、東近江、湖東、湖北、湖西)に分割し、それぞれの圏域において「河川整備計画」を策定していきます。

淡海の川づくり検討委員会

「淡海の川づくり検討委員会」とは、河川整備計画の策定にあたり、学識経験者等の意見を聴く組織です。検討委員会では、川づくり会議での意見や課題について議論し、その結果を河川整備計画に反映させていきます。

淡海の川づくり検討委員会は、常任委員と地域委員で組織しています。常任委員は、河川・環境・文化財などの分野の学識経験者5名で構成しています。地域委員は、水質、水利、漁業等の分野の学識経験者、関係自治体の長および地域住民代表などで構成しています。また、川づくり会議の代表者は、淡海の川づくり検討委員会の地域委員としても参加いただいています。

淡海の川づくり検討委員会

河川	寶 馨 (京都大学防災研究所)
河川	中川 一 (京都大学防災研究所)
環境	遊磨 正秀 (龍谷大学理工学部)
環境	佐野 静代 (滋賀大学環境総合研究センター)
文化財	吉見 静子 (岐阜女子大学)
常任委員	
水質	水道水源の水質の学識経験者
水利	水利の学識経験者
漁業	漁業の学識経験者
関係自治体	関係市町村
地域住民代表	川づくり会議代表者
関係団体等	関係漁業協同組合
	関係土地改良区
水防関係	関係市町村消防団
環境等	生物環境アドバイザーなど河川毎の環境分野の専門家
地域委員	地域ごとの文化財分野の専門家

滋賀県 土木交通部 河港課

〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1-1
TEL: 077-528-4150 FAX: 077-528-4904

E-mail: ha04@pref.shiga.jp
http://www.pref.shiga.jp/h/kako/



水色いちばん—滋賀です

湖西圏域では

湖西地域振興局建設管理部
http://www.pref.shiga.jp/h/doboku/

安曇川川づくり会議

安曇川川づくり会議 H13.12~H14.02 3回
鴨川川づくり会議 H14.04~H14.06 3回

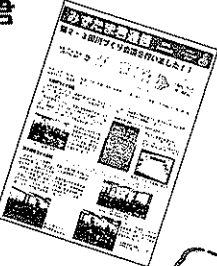
安曇川川づくり会議広報誌
マスコットキャラクター
みずたま君



・現地見学会の様子



・会議の様子



- 河川整備計画を策定する河川
- 国庫管理区画
- 治水ダム (計画)
- 農業用ダム (計画)
- 自然再生
- 河川浄化

湖北圏域

湖北圏域では

湖北地域振興局 長浜建設管理部
http://www.pref.shiga.jp/h/n-doboku/

姉川・高時川川づくり会議 H14.11~ 3回

姉川・高時川川づくり会議



・現地見学会の様子

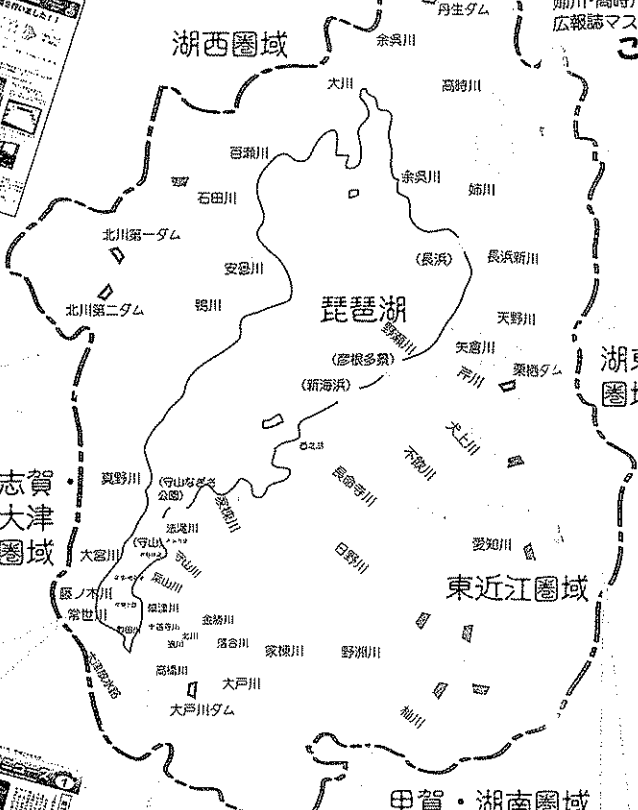


・グループ会議の様子



姉川・高時川川づくり会議
広報誌マスコットキャラクター
こんぺい

湖西圏域



湖東圏域では

湖東地域振興局建設管理部
http://www.pref.shiga.jp/hikone-pbo/

犬上川川づくり会議 H13.04~H14.02 7回
芹川川づくり会議 H13.06~H14.10 6回

犬上川川づくり会議

『人と自然が生き
生かされる犬上川を
次の世代へ』



・魚法の実演見学もしました。



- ・自然観察会には子どもも大勢参加
- ・講演会 (流域の歴史)
- ・『犬上川を豊かにする会』が発足されました

芹川川づくり会議



・現地見学会



鴨川川づくり会議



・グループ会議の様子



・現地見学会の様子

志賀・大津圏域では

大津土木事務所 http://www.pref.shiga.jp/h/o-doboku/

真野川川づくり会議 H13.10~ 6回

真野川川づくり会議

- ・懇談会には「カフセミ自然の会」も参加
- ・投げ網の実演見学
- ・整備計画について提言 (案) を検討



・グループ会議の様子



・自然観察会では水質検査をしました

信楽・大津圏域では

甲賀地域振興局建設管理部 http://www.pref.shiga.jp/h/m-doboku/

信楽の川づくり会議 H14.02~ 6回

信楽の川づくり会議



・現地見学会



・グループ会議の様子

- ・川づくり会議では
 - ・EM勉強会
 - ・大戸川の桜の植樹
- など、様々な活動もおこなわれました。

・小学生の演じるオペレッタ「あの杉の木のように」のビデオ鑑賞



信楽の川づくり会議
マスコットキャラクター
信ちゃん楽ちゃん

http://www.ex.biwane.jp/~m-kawa/ 川づくり会議から川の日ワークショップへ参加

甲賀・湖南圏域では

甲賀地域振興局建設管理部
http://www.pref.shiga.jp/h/m-doboku/

湖南地域振興局建設管理部
http://www.pref.shiga.jp/h/ku-doboku/

・3つの会議が連携してすすみました

- 袖川みらい会議 H12.11~H13.02 4回
- 袖川子どもみらい会議 H12.11~H12.12 2回
- 石部・甲西の川づくりトーク H13.11~H14.12 8回

袖川みらい会議『水と緑を感じる川づくりをめざして』



・合同現地見学会



http://www.ex.biwane.jp/~m-kawa/somagawa

袖川子どもみらい会議



・子どもみらい会議の様子

東近江圏域では

東近江地域振興局建設管理部
http://www.pref.shiga.jp/h/y-doboku/

愛知川川づくり会議	H14.01~H15.02	8回
日野川みらい会議	H11.07~H12.08	8回
長命寺・蛇砂川川づくり会議	H13.12~H15.02	8回

日野川みらい会議

『みんなが水に遊び、学ぶ日野川』



・グループ会議の様子

- ・観察会
- ・日野川今昔MAP作成
- ・分野別・エリア別表作成
- ・第1回アドバイス委員会
- ・『日野川将来像の提言』策定
- ・『日野川を守る会』が発足されました。



・植樹をしました。

愛知川川づくり会議



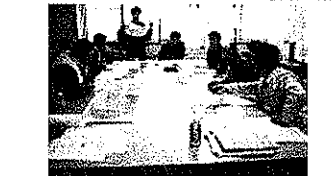
・グループ会議の様子

・現地見学会

長命寺川川づくり会議



・全体会議の様子



・グループ会議の様子

石部・甲西の川づくりトーク『水辺に響く 子どもたちの声 生き物たちの鼓動』



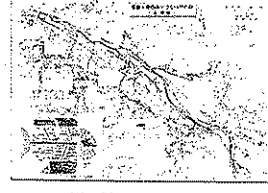
・甲西高校の課外授業に参加しました



http://www.ex.biwane.jp/~m-kawa/



石部・甲西の川づくりトーク
マスコット
・袖川みらい会議
と合同会議を
開催しました。



・川の計画MAPを作成

それぞれの川づくりの会議の様子

「川づくり会議」とは、滋賀県が、河川整備計画を策定するにあたり、流域の皆様の生の声を河川整備計画に反映するために開催している会議です。川づくり会議は、公募によるメンバーから構成される組織で、川づくりに対する意見を行政に提案していただく会議です。川づくり会議での様々な提案は、淡水の川づくり検討委員会で議論された後、河川整備計画に反映されます。

会議においては、現地見学会や自然観察会など、流域の自然・歴史・文化について流域住民が学ぶための様々な取り組みも行っていきます。また、子どもたちも含め多くの人々の意見集約にも努めています。

滋賀県では7つの圏域に分け、各圏域ごとに河川整備計画を策定しています。これまでに県内の主要な河川において、各河川毎に川づくり会議を開催し、多くの方々に参加をいただき、熱心な意見交換が行われています。

農業農村整備事業における住民参加の取組

資料H

農業農村整備事業の概要

1. 農業生産基盤整備
農地(水田、畑)の区画の拡大、農業用水の取水施設・送水路・ため池、雨水等を排除する排水路、農業機械や運搬車が通行する農道など、農業の生産性の向上を図る整備
2. 生活環境基盤整備
集落内の道路、排水路、農村公園、農村下水道などの生活環境の向上を図る整備
3. 農村振興(地域づくり)
農村に点在する資源を地域住民が再評価し、いわれのある施設の復元・修復と整備をきっかけとした地域づくり活動や都市農村交流活動を支援

事業の特徴

1. 事業で整備した施設(財産)は土地改良区、市町、農家等に帰属するため、維持管理予定者の参加を得た計画策定を前提としている。
2. 農業農村整備事業は申請事業であるため、事業を実施したい農業者、土地改良区、市町等が一定の地域を定め、その地域における事業内容と管理予定者を定めて県に申請することが事業のスタートとなる。
3. 事業計画内容を要綱要領に基づき国・県が審査を行い、計画が適当と認められれば国が事業採択する。なお、生産基盤整備については土地改良法の規定に基づき、受益農家の3分の2以上の同意がないと事業実施できない。
4. 生産基盤の整備を実施する場合は、施設の管理者として受益農家を構成員とする土地改良区が設立されるのが一般的。

住民参加の取組経過

1. 施設の維持管理は地元農家等が行うため、管理予定者との協議に基づき計画策定を実施している。特に集落内の施設整備を行う場合はワークショップ形式による計画策定を実施している。
2. 平成8年度に農村地域の水質・生態系・景観保全を住民参加で取り組む「みずすまし構想」を策定し、琵琶湖の保全に配慮した施設整備を推進するとともに、県下11流域ブロックに住民、農業者、土地改良区、専門家、行政等で構成する「みずすまし推進協議会」を設立して、観察会や体験学習の機会を設けている。また、魚などが生息するため池や水路の整備を実施する場合は、事前の観察会、計画づくり、工事前の引越、完成後の再引越し等を地域住民の参加を得て実施している。
3. 平成19年度から、子供から高齢者まで幅広い人々が参加して草刈りや泥あげ、目地補修などにより農地や用排水路を管理し、生き物観察会や水の透視度調査、景観植物の植え付けなど豊かな自然環境や田園景観を育む集落ぐるみの共同活動を支援する「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」を県内農地の約6割にあたる約3万3千ヘクタールで実施している。
4. さらに、農村地域が持つ身近な自然、歴史・文化などの資源を活用した地域づくり活動への支援や地域リーダーの育成を推進している。
5. 住民による直営施工
比較的簡易な工事について、農家や地域住民等で構成する団体が直接作業を希望され、それが適切であると認められた場合、直営施工方式の工事を実施している。
その結果、地域の活性化、コスト縮減、農家負担の軽減、愛着をもった維持管理などの効果が期待される。

住民施工の状況

年度	事業名	地区名	工種	予定工事内容及び数量	概算直営 施工工事 費(千円)	予定参加者の 種類
H18	経営体育成基盤整備事業	中野第一	整地工	石礫除去 A=10.8ha	3,400	改良組合
	経営体育成基盤整備事業	中野第一	整地工	石礫除去 A=6.6ha	2,155	改良組合
	経営体育成基盤整備事業	中野第一	整地工	石礫除去 A=6.0ha	2,000	改良組合
	新農業水利システム保全整備事業	姉川左岸	用水路施設	空気弁取替 8基(75・10k)	1,470	改良区
	田園空間整備事業	山東・伊吹	植栽工	アジサイ 1000株	650	地元
	里地棚田保全整備事業	畑	都市住民ふれ あい施設	手作り展望台 N=2箇所	1,960	地元
H19	新農業水利システム保全整備事業	姉川左岸	水路工	空気弁取替 17基	2,280	改良区
	田園空間整備事業	山東伊吹	植栽工	アジサイ苗植栽 1000株	650	住民団体
	ため池群広域防災機能モデル事業	油日・上野地区	用水路工他	ゲート整備9ヶ所、啓発看板6ヶ所、分水工設置17箇所	2,171	住民団体
	ため池群広域防災機能モデル事業	鑄物師地区	道路工他	砕石舗装 L=435m 他	2,499	住民団体
	ため池群広域防災機能モデル事業	川原地区	道路工	コンクリート舗装 L=270m	2,772	住民団体
	ため池群広域防災機能モデル事業	小口地区	堤体保護工	堤体法面保護 L=70m	2,500	住民団体
	ため池群広域防災機能モデル事業	池寺地区	ため池工	ゲート整備1ヶ所	1,180	住民団体
中山間地域総合整備事業	鳥居本西部地区	整地工	石レキ除去 A=6ha	1,000	改良区	
H20	県営ため池群広域防災機能増進モデル事業	愛東	水路工他	取水口等の整備 2箇所、転落防止柵 20m	2,500	自治会
	県営ため池群広域防災機能増進モデル事業	鑄物師	道路工	歩道の整備 L=60m	2,500	協議会
	県営ため池群広域防災機能増進モデル事業	川原	道路工	ため池管理用道路の整備 L=300m	2,500	協議会
	県営ため池群広域防災機能増進モデル事業	小口	土工	ため池しゅんせつ工 N=1式	1,000	協議会
	県営ため池群広域防災機能増進モデル事業	池寺	道路工	池周辺整備(管理道整備) 一式	2,600	自治会
	県営ため池群広域防災機能増進モデル事業	三ツ池	道路工	池周辺整備(管理道整備) L=200m	750	自治会
	県営ため池群広域防災機能増進モデル事業	音羽	土工	ため池堤体漏水防止 堤長L=80m	2,200	自治会
	ため池群広域防災機能増進モデル事業	油日・上野	その他	水門扉取付 1式	2,000	改良区